

受章者紹介

※敬称略

叙位・叙勲

◆従六位瑞宝双光章

福島 俊
(八日市場イ)

工会理事に就任して以来、
匠瑳市商工会会長、千葉県
商工会連合会副会長などを
歴任。33年の長きにわたり
地域の商工業の振興と発展
に尽力されました。



昭和34年に八日市場市立
中央小学校の学校医に就任
して以来、同第一中学校、
同吉田小学校、同飯高小学
校の学校医や社団法人八日
市場市匠瑳郡医師会会長な
どを歴任。45年の長きにわ
たり地域の学校医として学
校保健の向上に寄与されま
した。

(令和4年3月22日逝去)

春の叙勲

◆旭日単光章(中小企業振
興功労)鶴野 航三
(八日市場イ)

昭和63年に八日市場市商

ウクライナ救援金

ご協力ありがとうございました

3月31日から5月30日まで、「ウクライナ人道危
機救援金」の募金箱を市役所と野栄総合支所に設置
しました。集まった募金額4万5842円は、日本赤十
字社に送金しました。

問総務課庶務班 ☎73-0084

無人ヘリによる水稲共同防除を実施

安全確保のためご協力を

無人ヘリコプターによる水稲への薬剤散布を下記日
程(=下表)で実施します。危被害防止のため、ご協
力をお願いします。

◆薬剤散布日程

予定日	区域	実施主体
7月17日(日)	野田・栄	野栄植物防疫協会
18日(月)	須賀	笹曾根営農組合
22日(金)	飯高・豊和・須賀・豊栄・匠瑳	八日市場 植物防疫協会
23日(土)	平和・椿海・中央・吉田	
8月5日(金)	野田・栄	野栄植物防疫協会

散布時間…4時30分ごろ～17時ごろ

※散布日程は、雨天や強風の場合、天候が回復するま
で順延します。

◆注意事項

- 対象水田には散布区域を示す「散布カード」を設置
します(吉田地区の吉田西部と山崎を除く)。
- 散布中は自宅の窓を閉め、洗濯物などは外に出さな
いください。
- 付近で魚などを飼っている人は、シートなどで覆う
か、十分に水位を高めてください。
- 付近に野外駐車する場合は、車両カバーを使用して
ください。
- 畜舎やシイタケの原木などは、シートなどで覆って
ください。
- ハウスなどは開閉部の被覆に配慮してください。

問産業振興課農政班 ☎73-0089

中小企業者感染防止対策事業補助金

感染防止対策費用を助成

新型コロナウイルス感染
症の影響を受け、事業継続
のために感染対策および非
接触化を必要とする市内の
中小企業者に対し、補助金
を交付します。

◆補助対象者

市内に店舗、工場、事業
所などがあり1年以上事業
を営んでいる事業者(農林
漁業者を除く)。

※この他にも要件あり。

◆補助対象経費

アクリル板や非接触型体
温計などの機器購入に掛か
った費用および自動水栓な
どの機器設置工事に掛かっ
た費用

◆助成額

補助対象経費の3分の2
(上限20万円)

◆申請方法

交付申請書兼実績報告書
に次の必要書類を添え、誓

約・同意書と併せて産業振
興課(市役所3階)へ提出
してください。

必要書類: ①直近の事業年
度分の確定申告書など ②
個人にあつては、開業届な
どの写し ③補助対象経費
を支払ったことを証明する
書類および写真 ④補助金
振込先の金融機関の口座の
通帳などの写し

※対象者の要件や添付書類
など、詳細は左記までお問
い合わせください。

申問 産業振興課商工観光室

☎73-0089

60歳以上の人などへの4回目接種を開始

◆60歳以上の人などへの4回目接種

市では、3回目接種から5カ月が経過した①60歳以上の人、②18歳以上で、基礎疾患のある人やその他重症化リスクが高いと医師が認める人を対象に、4回目接種を実施します。令和4年3月10日までに3回目接種が完了した人に接種券を発送しました。それ以降に接種した人には順次発送予定です。

※基礎疾患の有無にかかわらず、3回目接種が完了した人全員に接種券を発送します。予約前に、接種対象に該当するか確認してください。対象となる基礎疾患については、接種券同封のお知らせまたは市ホームページをご覧ください。現在対象外の人、今後国の方針が変更された場合には、接種対象になる可能性がありますので、接種券を保管してください。

使用ワクチン…ファイザー社製ワクチンまたはモデルナ社製ワクチン

接種回数…1回

接種費用…無料

場所…市民ふれあいセンター、市内協力医療機関

◆1・2・3回目接種

1・2・3回目接種も引き続き行っています。

予約方法

接種希望者は、専用コールセンターまたは専用サイトから予約をしてください。

▼予約専用コールセンター

☎0479-85-5672

※祝日除く月～金曜日の9時～16時30分

▼予約専用サイト



◀こちらから
アクセスでき
ます

問健康管理課 ☎73-1200

令和4年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金 非課税世帯などへ10万円を支給

住民税非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援するため、臨時特別給付金を支給します。

ただし、令和3年度分の臨時特別給付金の支給を受けた世帯、給付の対象であるが未申請または支給を辞退した世帯は対象外です。

住民税非課税世帯

◆対象世帯

6月1日時点で本市に住民登録があり、世帯全員の令和4年度市町村民税均等割が課税されていない世帯
※世帯全員が、市町村民税均等割が課税されている人の扶養親族となっている場合は対象外です。

◆支給額

1世帯当たり10万円

◆受給申請

対象世帯には、給付内容や確認事項（振込口座など）が記載された確認書を送付します。内容を確認の上、確認書記載の提出期限までに確認書を返送してく

ださい。

家計急変世帯

◆対象世帯

令和4年度市町村民税均等割課税世帯で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和4年1月以降に家計が急変し、世帯全員の収入額（令和4年中の任意の1カ月の収入）や1年間の所得見込み額が市町村民税均等割非課税水準以下に相当すると認められる世帯

※世帯全員のそれぞれの収入額や所得額で判定。非課税世帯への臨時特別給付金を受給した世帯や、世帯全員が、市町村民税均等割が

課税されている人の扶養親族となっている世帯は対象外です。

◆支給額

1世帯当たり10万円

◆受給申請

受給するためには申請が必要です。申請書（請求書）、収入（所得）見込額の申立書に次の書類を添えて、9月30日（金）までに福祉課（市役所1階）へ郵送または持参してください（郵送の場合は30日の消印有効）。

●世帯全員の任意の1カ月の収入の状況が確認できる書類（帳簿など）の写し

●申請者（世帯主）の本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）の写し

●世帯構成が確認できる書類（住民票など）の写し

●振込口座を確認できる書類（申請者名義の通帳など）の写し

※申請書（請求書）、収入（所得）見込額の申立書は、福祉課窓口、市ホームページから取得できます。

申問福祉課社会福祉班

☎73・0096